

「農業者等との意見交換会」

実施要領及び参考資料

平成30年6月

一般社団法人全国農業会議所

資 料 一 覧

	頁
「農業者等との意見交換会」実施要領	・・・ 1
別紙 1 「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー）	・・・ 4
別紙 2 「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）	・・・ 5
別紙 3 「農業者等との意見交換会」実施報告様式 （農業委員会用）	・・・ 6
別紙 4 「農業者等との意見交換会」実施報告様式 （農業会議用）	・・・ 7
《参考》	
「農業者等との意見交換会」参考資料	・・・ 8

「農業者等との意見交換会」実施要領

平成 30 年 6 月
一般社団法人全国農業会議所

「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」実施経過

農業委員会組織では、組織運動の一環として平成11年度から「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」に取り組み、平成22年度からはより地域農業の改善について意見を得られるよう、対象者を拡大して「農業者等との意見交換会」に組み替え、これまでに計19回実施してきました。

農業委員会組織では、本意見交換会を認定農業者等担い手に対する具体的な支援を講じる最も基礎的な取り組みとして位置づけており、意見交換会によって蓄積された「農業者の声」は、5月の全国農業委員会会長大会などの「政策提案」として集約され、その多くが次年度の農業関係予算や税制改正等に反映されてきました。

「農業者等との意見交換会」の目的等

農業委員会組織は、新体制に移行した平成28年度より、法第38条において「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められることとなりました。

これを受け、28年度より展開している「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」では、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け、「意見の提出」をすべての農業委員会で行うことを掲げています。

このため、農業・農業者の代表機関として、毎年1回以上、幅広い農業者や関係者を対象とし、「意見の提出に資する」目的で意見交換会を開くこととしています。

意見交換会で出された内容は、都道府県農業会議で集約し、意見の提出等に資するとともに、全国農業会議所の「政策提案」として集約し、農業委員会組織をあげ、その反映に取り組んでいくものとします。

意見交換会の実施方法

【農業委員会の取り組み】

(1) 対象農業委員会

農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するため、全ての農業委員会で行うこととします。また、以下のような取り組みも本意見交換会の一環として実施します。

「人・農地プラン」の推進に向けた集落等での話し合い
移動農業委員会及び農業委員会が主催する集落座談会等
農業委員会の各種会議・会合において行う、認定農業者組織の役員等との話し合い

(2) 意見交換会の開催時期

意見交換会の開催時期は、原則各農業委員会で定着している時期とし、極力、1月までに開催して下さい（別紙1参照）。

ただし、農業委員会法施行規則第15条第1項において、「農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の6月30日までに公表しなければならない」とされていることから、本意見交換会の実施をもって公表することとしている農業委員会においては、意見交換会をこの期日に合わせて開催して下さい。

(3) 意見交換のテーマ

各農業委員会が直面している課題を踏まえ自由に設定することとします。

現場において、農業委員会の活動をどう強化していくのか、また、そのための組織のあり方について、地域の担い手をはじめ関係者がどのように考えているのかについて留意して意見交換して下さい。

テーマは、（改正農業委員会法に基づく農業委員会に求める業務の重点事項、農地の利用集積（農地中間管理機構との連携、農地情報公開システムの活用）、遊休農地対策、担い手対策、米の生産調整のあり方、鳥獣害対策、中山間地域対策、都市農業、食育、農業分を取り巻く国際情勢、等）を例示しますので、ご活用下さい。

(4) 参加対象者

農業者に加え、行政、JA関係者、消費者等、テーマに関係する者に幅広く参加をお呼びかけ下さい。

特定の地域での開催が適当と考えられる場合は、地域を限定して開催して下さい。

なお、開催にあたっては、農業会議にもお声がけ下さい。

(5) 全国農業新聞の活用と普及推進

全国農業委員会会長大会において、「『全国農業新聞』を農業委員・農地利用最適化推進委員1人・2部以上毎年新規申込を確保し、農業委員数・農地利用最適化推進委員数対比5倍以上の部数達成」を申し合わせ決議し、普及推進を図っています。

全国農業新聞を活用して、各種政策を地域の農業者にわかりやす

く丁寧に浸透させるとともに、農業・農村現場の生の声や実情を的確に把握して、農政に反映していくことが必要です。

この「農業者等との意見交換会」においても、全国農業新聞の見本紙や普及チラシ等を資料として活用するとともに、普及推進の機会としてとらえ、普及推進に取り組んで頂きますようお願いいたします。

(6) 結果報告

意見交換会の実施結果は、農業委員会において「意見の提出」として活用するとともに、実施報告様式（別紙3）に整理のうえ、都道府県農業会議に平成31年2月28日までに報告して下さい。

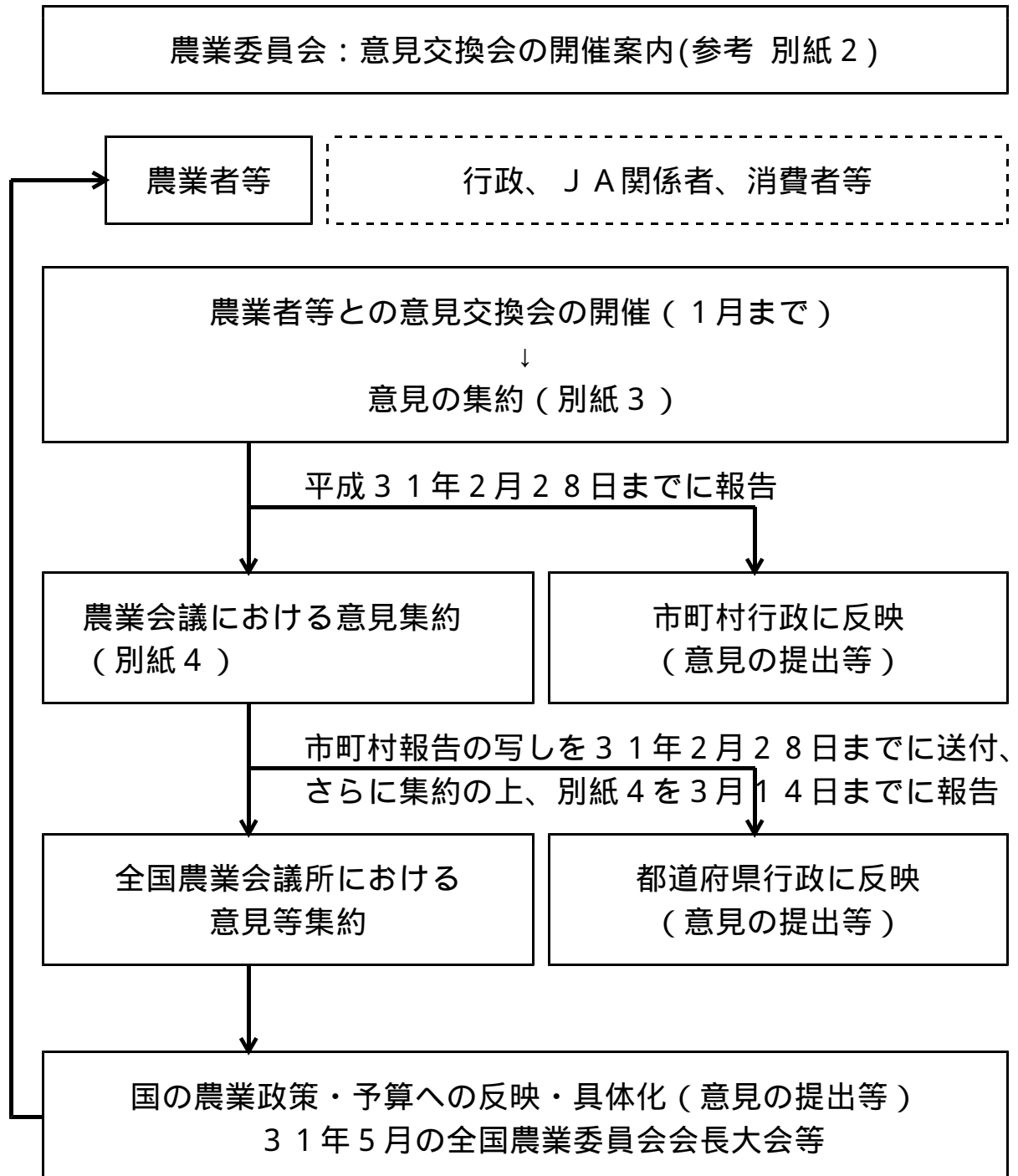
【都道府県農業会議の取り組み】

- (1) 意見交換会が全農業委員会で実施されるよう、農業委員会会長・事務局長会議等で徹底するとともに、開催に向けた農業委員会への支援・協力をお願いします。
- (2) 農業委員会からの報告様式（別紙3）については、全国農業会議所において作成する全国農業委員会会長大会の政策提案に反映させるため、平成31年2月28日までに全国農業会議所に送付してください。
- (3) 農業委員会からの報告については、報告様式（別紙4）に基づいて分析し、都道府県段階の「意見の提出」等に反映するとともに、平成31年3月14日までに全国農業会議所に報告してください。

【全国農業会議所の取り組み】

- (1) 市町村農業委員会、都道府県農業会議の取り組みを支援し、意見交換会に取り組む農業委員会の増加をめざすため、意見交換会に取り組む農業委員会の優良活動事例の情報提供を行います。
- (2) 全国から寄せられた結果報告を整理・集約し、都道府県農業会議農政主任者会議（平成31年4月開催予定）で報告するとともに、全国農業委員会会長大会（平成31年5月開催予定）等で政策提案し、国の施策・予算に反映させるよう努めます。

「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー）



「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）

平成〇〇年〇月〇日

各 位

〇〇農業委員会
会長 〇〇〇〇

「農業者等と農業委員会との意見交換会」のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび農業者の皆様と農業委員会との意見交換会を下記により開催することといたしました。

当日は、産業課、JA、普及指導センターの出席も得て、直面している課題、政策要望や提案など自由な話し合いをすることとしております。

お忙しい折恐縮ですが、ご出席方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1．日 時 平成〇〇年〇月〇日（ ）午後〇時より〇時まで
- 2．場 所 〇〇公民館
- 3．意見交換の内容（テーマを踏まえて自由設定）
- 4．その他

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業委員会用）

農業委員会

1. 実施状況

実施日	月	日	参加者総数 (農業委員等含む)	人
参加者総数の内訳	認定農業者	人	一般農業者	人
	関係機関・団体	人	その他	人
うち農業委員等の内訳	農業委員	人	推進委員	人
	事務局	人		
関係機関・団体の出席	有 → 有の場合：市町村部局	人・J A	人	
	無 → 普及指導センター	人・その他	人	
主なテーマ	改正農業委員会法に基づく農業委員会に求める業務の重点事項、農地の利用集積（農地中間管理機構との連携、農地情報公開システムの活用）、遊休農地対策、担い手対策、米の生産調整のあり方、鳥獣害対策、中山間地域対策、都市農業、食育、農業分野を取り巻く国際情勢、その他（ ） テーマ未設定			

2. 意見交換会で出された意見の内容

3. 上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容

4. 意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施または予定していること

5. 出された要望を市町村行政に反映させるための意見の提出の予定
あり / なし （ありの場合、具体的内容）

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業会議用）

農業会議

1. 市町村実施状況

管下農業委員会数		実施農業委員会数	
----------	--	----------	--

（市町村別実施一覧表を添付してください。様式例は以下の通り。）

市町村名	実施日	参加者総数					関係団体出席	主なテーマ	意見提出予定
			認定農業者	一般農業者	関係機関	その他			
〇〇市	11/15	72	61	8	3		経済課、JA、普及センター、産業課、JA		○
□□町	1/20	52	45	5	2				×

2. 意見集約の内容（別紙 3 の項目参照）

3. 上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容
（別紙 3 の項目参照）

4. 意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施あるいは予定していること（別紙 3 の項目参照）

5. 意見の提出の具体的内容

「農業者等との意見交換会」参考資料

改正農業委員会法に基づく農業委員会に求める業務の重点事項

政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月決定、平成26年6月改訂、平成28年11月再改訂)で、平成35年までに全農地に占める担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割へ増やすことなどを政策目標として掲げました。

これらを踏まえ、「農業委員会等に関する法律」も大きく見直され、28年4月1日より改正法が施行され、農業委員会は新たな業務・活動をスタートさせています。

～農業委員会法が大幅に改正されました～

[改正のポイント]

1. 「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務になりました

農業委員会は、耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化などの課題解決に向け「農地等の利用の最適化の推進」を業務の重点とすることになりました。具体的には、担い手への農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進について、これまで以上に取り組むこととなりました。

2. 新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されます

「農地等の利用の最適化の推進」(担い手への農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の取り組み体制の強化のため、農業委員に加え、新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されることになりました。

3. 農業委員の選出方法が変更されました

農業委員はこれまで、公職選挙法を準用した公選制で選出されていましたが、今後は、議会の同意を得た市町村長の任命制となるとともに、原則として農業委員の過半を認定農業者とすることになりました。

4. 関係行政機関に対する「意見の提出」が義務化されました

これまで、「農業者等との意見交換会」などにより現場で集約された意見は、「意見の公表」や「建議」として関係行政機関に届けられてきましたが、法改正後は、新たに「意見の提出」として規定されました。関係行政機関は、提出された意見を「考慮しなければならない」とされており、「農業者等との意見交換会」の取り組みはより一層重要となります。

【協議項目例】

- 「農地等の利用の最適化の推進」に向け、認定農業者などの担い手と農業委員会が日常的にどのように連携・情報交換をすべきか。またどのような取り組みを希望しているか。

・農地の利用集積（農地中間管理機構との連携、農地情報公開システムの活用）

農業委員会組織は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や改正農業委員会法を踏まえ、新たに「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」（平成28年～30年）に取り組むこととし、「担い手の農地利用集積率8割」を運動目標として掲げ、認定農業者などの担い手への農地の利用集積・集約化の強化を進めます。

1. **農業委員会は農地中間管理機構と連携し、農地の利用集積を促進します**
「人・農地プラン」の作成・見直しを通じ、地域農業のあるべき将来像などを話し合うなどして、将来に向けて「守るべき農地」と「担い手」を明確にすることが必要です。その結果を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、農地中間管理機構と十分に連携し、地域の担い手に対して、優先的かつ計画的な農地の集約化を図っていきます。

その前提として、全国の多くの農業委員会で営農意向調査を行い、農地を貸したい、経営を縮小したい等の意向把握に運動的に取り組んでいきます。

また、経営農地の集団化を図るため、農業経営者間における農地の利用権の交換を推進するなど、地域の実情を踏まえつつ、農地の利用調整を行います。

2. **農地台帳と地図の整備や公表、情報の活用を行います**

農地台帳は、農地に関する情報を管理する法定台帳であり、農業施策を推進するうえで重要な基礎情報です。今後、農地の利用集積への活用に向け、農地の出し手と受け手のマッチング情報を作成するため、管内農家の経営意向を把握する「農地台帳補足調査」を実施していくこととしています。

3. **「農地情報公開システム」を活用して農地利用に関する地図が作成できます**

「農地情報公開システム」は、インターネットサイトの「全国農地ナビ」[<https://www.alis-ac.jp/>]で個人情報を含まない農地情報を一般に公開しています。また「農地情報公開システム」のうち、農業委員会のみが活用できる非公開システムを活用すれば地域の農地区画図（農地の白地図や条件に準じた色区分図）が作成できます。

農地区画（ポリゴン）を有していない一部の農業委員会は農地区画図を作成することはできません。農地区画図を作成できる農業委員会は全国で1,009農業委員会となります。詳しくは全国農業会議所 農地・組織対策部 農地情報公開システム事務局（電話：03-6910-1132）までお問合せください。

【協議項目例】

- 認定農業者などの担い手への農地集積や農地中間管理機構の活用に向け、「人・農地プラン」の作成や見直しの話し合いは十分に行われているか。また、その際、農業委員会はどのような役割を果たすべきか。
- 農地中間管理機構や、認定農業者などの担い手の農地集積に向け、農業委員会の持つ農地情報を有効に活用していくための課題や改善すべき点はあるか。

農地情報公開システムを活用した地図作成マニュアル(案)

1. はじめに

農地利用状況・意向調査の結果取りまとめや、地域の農業構造の実態把握などに農地利用現況図の作成は効果的である。

農地利用現況図は、従来手書きでの作成が主流であったが、近年は地図情報システムの普及により、色分け作業などを効率的に行えるようになっている。

○地図情報システムを活用する利点

①目的に応じた多様な地図の作成

作業が自動化され、目的に応じた多様な地図を迅速に作成できる。

②特定情報のみの表示で個別相談に活用

特定の農家の所有地、貸付地、借入地等を色分けした資料を個別訪問等の際に持参することで、担い手への集積や掘り起こし活動に向けた相談活動に役立つ。

③農地の面的集積の支援に活用

作物の管理・表示により農地の面的集積を支援できる。

④集落の合意形成等に活用

集落座談会において、耕作者別や耕作者の年齢別の色分け等により、集落の現状把握と農地利用計画図作成に役立つ資料を作成できる。

1. はじめに

農地情報公開システムでは、地図の色分け作業や座談会の場で利用できる白地図の出力を行うことが可能である。

本資料は、農地利用現況図の作成にあたっての農地情報公開システムの活用例を紹介するものである。

* 農業委員会等やNW機構が農地情報公開システムにおいて、地図の色分け機能や集積シュミレーションを活用するには以下の条件を満たしている必要がある。

農業委員会等・・・農業委員会等が各農業委員会等利用システムに区画図（ポリゴン）を提供している

NW機構・・・管内の農業委員会等が区画図を格納システムに連携している

(参考)

各農業委員会等利用システムで区画図を使える委員会等・・・1009団体

格納システムにポリゴンを連携している委員会・・・392団体

* 平成30年3月31日時点

2.地図作成の準備

(1) 色分け・ラベルの設定を確認・変更する。

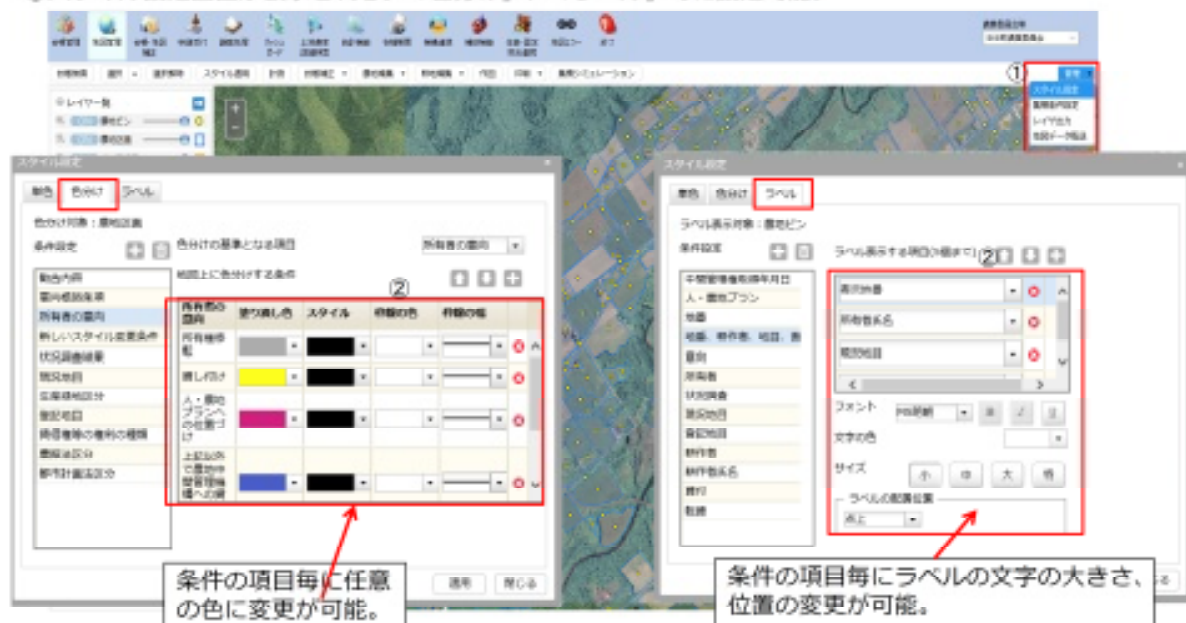
地図を活用するにあたって、色分け機能とラベル機能の設定を確認、または変更を行う。

色分け機能・・・条件に合致する農地の色分けが可能。

ラベル機能・・・属性情報を地図上に表示する。

①【地図管理】の右の管理にある「スタイル設定」を選択する。

②スタイル設定画面が表示される。「色分け」、「ラベル」毎に設定可能。



2.地図作成の準備

(2) 色分けの条件を追加する（色分けver）

色分けしたい条件を色分け機能、ラベル機能毎に追加できる。

①条件設定横の「+」をクリックする。条件設定欄に「新しいスタイル変更条件」が追加される。

②色分けの基準となる項目、プルダウンから選択する。（今回は年齢層を選択）

③基準項目を設定後、「+」をクリックし、色分けする条件を追加する。

④条件設定後、「適用」をクリックし、設定を保存する。



2. 地図作成の準備

(2) 色分けの条件を追加する(ラベルver)

色分けしたい条件を色分け機能、ラベル機能毎に追加できる。

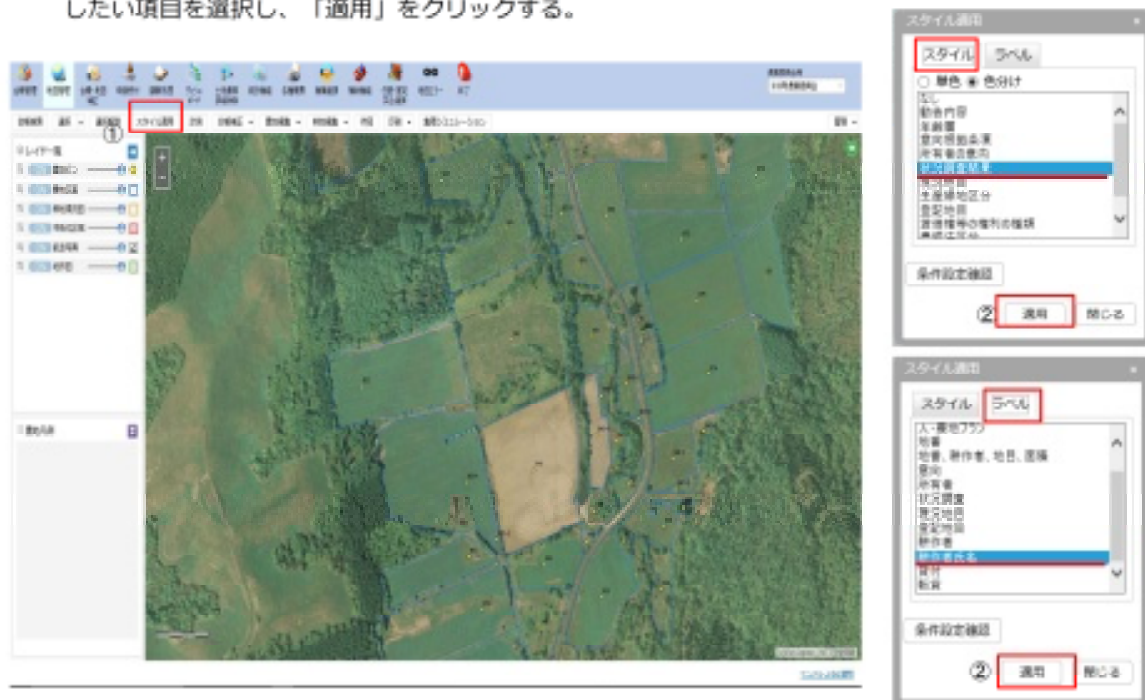
- ①条件設定横の「+」をクリックする。条件設定欄に「新しいスタイル変更条件」が追加される。
- ②「+」をクリックし、ラベル表示する項目を追加する。
- ③プルダウンからラベル表示する項目を選択する。(今回は耕作者氏名を選択)
- ④表示項目の条件設定後、「適用」をクリックし、設定を保存する。



3. 色分けした地図の作成、ラベル表示をする

地図上で色分け、ラベル表示を行う。

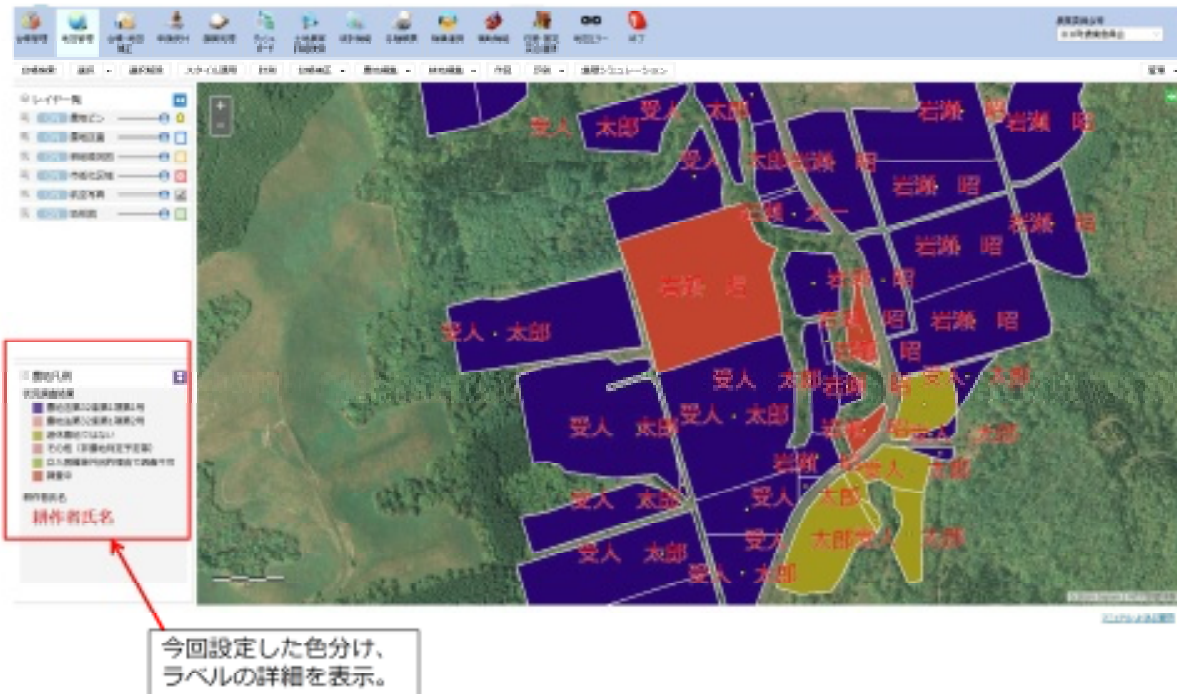
- ①「スタイル適用」をクリックする。
- ②「スタイル適用」が表示され、色分けの場合は「スタイル」から、ラベル表示は「ラベル」から表示したい項目を選択し、「適用」をクリックする。



3. 色分けした地図の作成、ラベル表示をする

地図上で色分け、ラベル表示を行う。

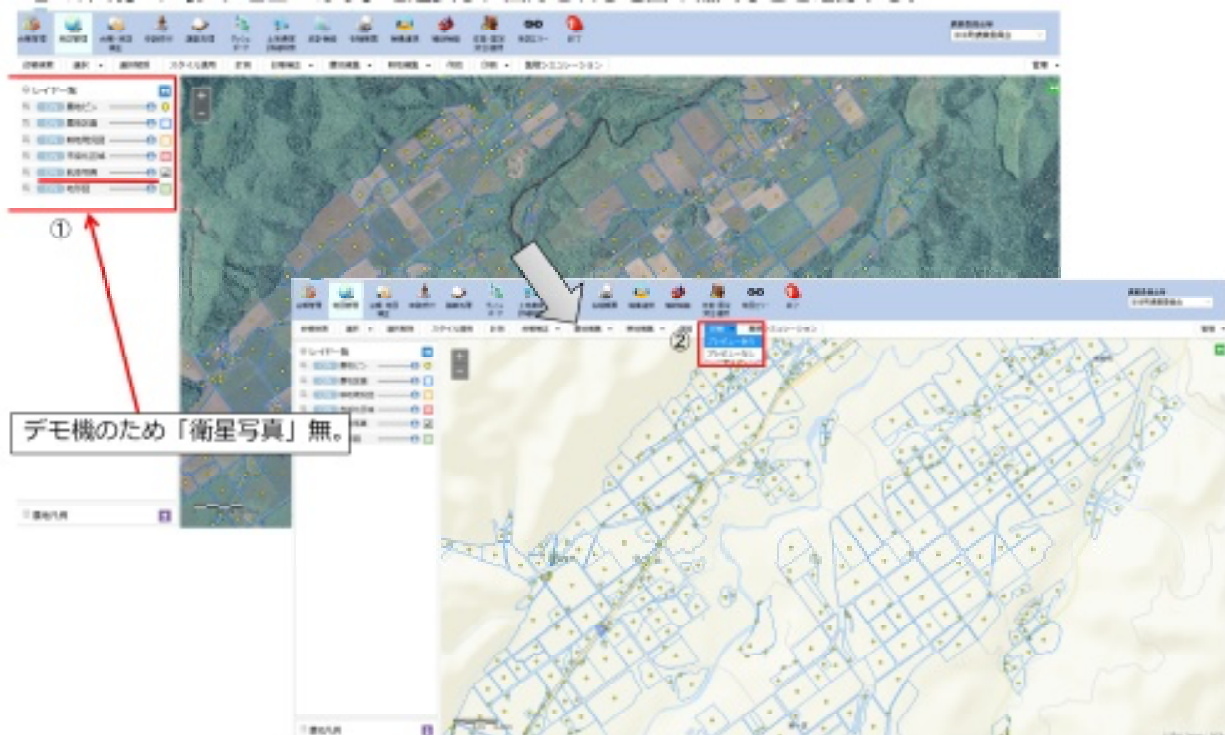
- ・「スタイル適用」クリック後、今回設定した色分け、ラベルが表示される。



4. 白地図を出力する

集落座談会などの場で活用できる白地図の出力を行う事ができる。

- ①レイヤー一覧の「航空写真」「衛星写真」、必要であれば「ピン」をOFFにする。
- ②「印刷」の「プレビューあり」を選択し、出力される地図の縮尺などを確認する。



4. 白地図を出力する

集落座談会などの場で活用できる白地図の出力を行う事ができる。

- ③「テンプレート」のプルダウンから出力する地図の大きさを設定する（A4～A2）
- ④縮尺をプルダウンから選択、または任意の数値を手入力で設定する
- ⑤出力する地図に方位記号、スケールバーを表示可能。
- ⑥設定が完了したら、「PDF」か「画像フォト」で出力する。



縮尺、地図の大きさを変更した場合は随時更新する。

全国農業会議所作成資料

・遊休農地対策

農業委員会組織は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や改正農業委員会法を踏まえた「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」(平成28年～30年)において「遊休農地ゼロ」に向けた取り組みを進めています。農地を維持・確保することは、農地の総量確保と農産物の生産量の増加につながり、食料自給率の向上、国土保全や自然環境保全に加えて、周辺地域の良い営農環境や生活環境を確保することにつながり極めて重要な課題です。

1. 農業委員会は「農地パトロール」を毎年1回実施しています

「農地パトロール」は、毎年1回実施し、管内全ての農地の利用状況を把握しています。地域の農地利用状況を確認し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策の実施、違反転用の発生防止・早期発見に取り組んでいます。

2. 「利用意向調査」で遊休農地所有者の農地利用の意思確認をしています

「農地パトロール」の調査結果を踏まえ、遊休農地所有者に対して「利用意向調査」を実施しています。

「利用意向調査」では、農地中間管理機構などを活用する意向があった場合には、機構にその旨を通知して有効利用を促します。一方、所有者が自ら耕作を再開するなどの意思を表明した場合には、表明後の状況を確認し、利用状況が改善されない場合は機構と貸し付けに向けた協議を行うことを勧告します。(なお、農業委員会が遊休農地所有者に対して機構と協議すべきことを勧告した農地については、平成29年から固定資産税の課税の強化(約1.8倍の課税)が実施されています。)

3. 再生困難な農地は非農地化し、必要な農地を重点的に守ります

農業委員会が再生困難と判断した荒廃農地については、地域の意向を踏まえて速やかに非農地判断を行い、「守るべき農地」の範囲を明確にすることに取り組めます。また、非農地判断を行った農地については、地目変更などの登記を進めていく必要があります。

【協議項目例】

- 遊休農地の発生防止と解消のため、農業者、地域、市町村、農業委員会としてどのような取り組みが必要か。
- 「利用状況調査」及び「利用意向調査」の的確かつ効率的な実施や制度の周知のため、どのような取り組みが必要か。
- 意向調査で中間管理機構への貸し付けを求めたものの、貸し付けに至らなかった農地についてどのように取り扱うべきか(全て非農地にすることに問題はないか)。
- 集落組織の法人化により遊休農地解消の取り組みを進め、耕作放棄地解消の事業や中間管理事業の活用につけていくことは考えられないか。できないとすれば、どのようなことが問題になっているのか。
- 遊休農地解消のため、補助事業などの公的な施策だけではなく、民間のファンドや新規参入経営体など、外から資金や事業者を呼び込むことは考えられないか。

.担い手対策

農業委員会組織は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や改正農業委員会法を踏まえた「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」(平成28年～30年)において、担い手の確保と経営の合理化及び高度化に向けた支援の強化を進めます。

1. 認定農業者や集落営農などの担い手の確保・育成に努めます

将来の担い手の確保に向け、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化します。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境は厳しくなる中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として期待されています。地域の実情に合わせ、集落営農の組織化に向けた働きかけを行います。

2. 担い手の経営改善のための支援を行います

農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、担い手への複式簿記や青色申告、家族経営協定の普及・定着、農業経営の法人化に向けた相談活動や研修会の開催などを通じて、農業経営の改善及び高度化などに対する支援を行います。特に、農業経営の法人化は、雇用の安定や金融機関からの有利な資金調達につながるが見込まれるため、その促進が求められています。

また、「農業者年金」を農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、制度の普及・定着と加入推進の取り組みを進めています。

3. 新規就農・企業の農業参入を支援します

農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、新規参入の促進に向け、農業参入希望者などの相談対応を行います。定住と農地の有効活用双方の観点から、関係機関や団体と連携して、新規参入後の経営確立に向けた支援体制を整備するとともに、市町村の定住促進部局と連携して、移住希望者への丁寧な相談対応を行っていきます。とりわけ、農地のあっせんについては、地区を担当する農地利用最適化推進委員や農業委員による現地見学や相談などの実施を行っていきます。

【協議項目例】

- 農業者の経営改善や経営管理能力の向上のため、市町村・農業委員会にはどのような取り組みが求められるか。
- 地域を支える中小農業経営や家族農業経営が経営を維持するために、必要なことは何か。
- 地域に若い担い手を呼び込むため、市町村・農業委員会はどのような取り組みが必要か。
- とりわけ、新規就農者（雇用就農者含む）の定着が課題となっている中で、定着向上に向けて必要なことは何か。

・米の生産調整のあり方

米の生産調整については、平成30年産から国による生産数量目標の配分がなくなり、米の直接支払交付金(7,500円/10a)が廃止されました。国による需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等を踏まえ、全国農業再生推進機構による産地と実需者のマッチング支援や都道府県・市町村段階の農業再生協議会の下、生産者が中心となって需要に応じた米生産を行うこととなりました。

高齢化や人口減少などのため、米の消費量は毎年約8万トンのペースで減少していますが、今後は、シェアが拡大している中食・外食用の業務用米など需要に応じた生産を推進するとともに、食料自給率・食料自給力の維持・向上のため、水田をフル活用し、国産需要の高い小麦や大豆、輸入依存度の高い飼料作物の生産拡大を進める必要があります。

【協議項目例】

- 国による生産目標数量の配分がなくなったことに伴い、過剰作付を防止し、需要に応じた生産を行うため、農業再生協議会の取り組みなど地域でどのような対応が必要か。
- 飼料用米の本作化に向け、実需者との結びつき、多収・コスト低減が必要だが、協議会を中心にどのように対応していくべきか。

・鳥獣害対策

近年、野生鳥獣による農作物被害金額は、年間約200億円前後で推移しており、とりわけシカ、イノシシ、サルの被害が顕著で、全体被害額の約7割を占めています。その上、鳥獣被害は経済的被害のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大につながっていることに加え、人への威嚇や攻撃など人身にも危険が及び、子育て世代などが集落を離れる要因にもなるなど、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響をもたらしています。

これに対応するため、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等の予算が措置されています。侵入防止柵等の整備や地域ぐるみの被害防止活動、ICT等を用いた実証、地域の指導者やコーディネーターの育成など、鳥獣被害防止のための取組みを総合的に支援しています。

また、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組みについても視野に入れ、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組みを支援しています。

【協議項目例】

- 地域で鳥獣被害防止対策をより効果的にするため、どのような取り組みが必要か。また、市町村として優先的に取り組むべき対応は何か。

・中山間地域対策

中山間地域は、平地に比べ、傾斜などの条件不利性と共に鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、一方で平地にはない豊かな自然環境、風土条件等をもち、収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。また、中山間地の農地は全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占める等、わが国農業の中で重要な位置を占めており、さらに水源かん養機能や生態系保全機能などの多面的機能により、都市住民を含む多くの国民の暮らしを守る、重要な地域です。

そのため、政府は「中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業特別支援対策）」を措置し、中山間地の特色を生かした意欲ある農業者が活躍できる多様な経営を支援するため、強い農業づくり交付金や農業農村整備関係事業、農業経営力向上支援事業等について優先枠を設定し、積極的な支援を行っています。また、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向け、多面的機能支払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金について優先枠を設定し、積極的な支援を行っています。

【協議項目例】

- 中山間地域における農業経営の発展に向け、どのような取り組みが必要か。
- 中山間地域における人材（I，J，Uターン者、地域おこし協力隊等）が求められているが、具体的にどのような人材が必要か。

・都市農業

都市農地はこれまで、その多くが宅地化されてきましたが、近年、保全に向けた気運が高まっています。都市農業は、新鮮な農産物の生産・供給のみならず、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等、多様な機能に大きな期待が寄せられています。

このような中、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、新たな都市農地保全策や都市農業振興施策の検討が進められています。

その一環として、平成29年5月に「生産緑地法」が改正され、生産緑地地区の面積要件を300㎡まで緩和する等の措置を講じる一方、都市計画決定の告示後30年経過した生産緑地地区について、新たに買取り申出の開始時期を10年延長する「特定生産緑地指定制度」が創設されました。現在、生産緑地の貸借を可能とする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が国会で審議されています。

【協議項目例】

- 都市農業経営の継続的発展のため、また、都市農業者が安心して生産緑地（特定生産緑地）や相続税等納税猶予の適用を選択するため、市区町村、農業委員会はどのような取り組みが必要か。
- 都市農業の発展を促すために、生産緑地制度（特定生産緑地制度）相続税等納税猶予制度に加え、どのような制度や政策が必要か。

.食育

消費者と食とのかかわり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農業に対する国民の理解が希薄化し、国産農林水産物の需要減少の進行が懸念されています。そのような中、平成28年度から平成32年までの5年間を期間とする「第3次食育推進基本計画」では、「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取り組みを推進することが求められています。

これを踏まえ、農林水産省では、地域食文化の保護・継承のための食育活動の推進や、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援しています。また、働く若い世代、子育て世代、高齢者等、国民のニーズや特性に対応した食育推進方策を提示しています。

【協議項目例】

- 地域の中での「食育」に関する取り組みを更に活発化させるために、家庭や地域、市町村、農業委員会として、どのような取り組みが必要か。

.農業分野を取り巻く国際情勢

T P P 協定については、米国の離脱後、米国を除いた11カ国によるT P P 11協定の署名が平成30年3月になされました。その一方で、米国は日米経済対話を進める一方で、自国に有利な条件となるよう再交渉・協定の改定を前提としたT P P への復帰の意向を示しています。また、日E U ・E P P Aについては、平成29年12月に交渉妥結がなされ、早期の署名、発効に向けた準備が進められています。

また、国内では、農産物の輸出力の強化に向けた取組み、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインバウンド対応を進めるためのH A C C P やG A P、ハラールへの対応についての周知などの政策が進められています。

【協議項目例】

- 国際化が進む中、農業経営を維持・発展させていくため、今後、どのような経営体質強化対策や経営安定対策が必要か。
- 海外輸出や国内での有利販売のため、J A S 規格（日本農林規格）やG A P（農業生産工程管理）などの食品安全規格・認証の取得が必要になるが、どのような支援が必要か。

(参考)

「改訂・農林水産業・活力創造プラン(H28.11.29)」より抜粋

農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業イノベーションにつながる取り組みを進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

目 標

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数5万法人に増加

具体的施策

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用
- 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施
- 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施
- 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施